

# (案)

## 飲料自動販売機の販売手数料に関する契約書

高松市（以下「発注者」という。）と〇〇会社〇〇〇〇（以下「受注者」という。）は、高松市こども未来館に設置する飲料自動販売機（以下「自動販売機」という。）の販売手数料について、次の条項により、契約を締結した。

### （対象とする自動販売機及び販売する商品）

第1条 対象とする自動販売機は次のとおりとする。

設置場所	台数
高松市松島町一丁目 15 番 1 号	
たかまつミライエ内 1 階自動販売機コーナー	1 台
4 階自動販売機コーナー	1 台

2 自動販売機において販売する商品は、清涼飲料水とする。

### （販売手数料）

第2条 自動販売機の販売手数料は、当月売上金額に対して〇〇%を乗じた金額（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

2 受注者は、発注者に対し毎月の業務完了後、すみやかに書面による報告を行い、発注者は、その報告を受けたのち、受注者に対し販売手数料を請求するものとする。

3 受注者は、発注者の指定する期日までに前項の販売手数料を納付するものとする。

### （契約期間）

第3条 この契約の期間は、令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。なお、契約満了日の 1 か月前までに発注者又は受注者から相手方に対し契約終了の意思表示がなければ、本契約は 1 年間更新するものとし、以後も同様とする。ただし、当初の契約開始日から 5 年を超えないものとする。

### （使用許可等）

第4条 本契約締結後、自動販売機の設置に当たり受注者は、前条の契約期間ごとに行行政財産の目的外使用許可申請を行うものとする。ただし、当該使用許可が認められないとき、若しくは契約期間中であっても、当該使用許可条件に反するなどにより使用許可が取り消されたときは、本契約は解除されるものとする。

### （定めのない事項等の処理）

第5条 この契約に定めのない事項又はこの契約の条項に疑義が生じたときは、発注者、受注者協議の上、決定するものとする。

この契約の締結を証するため、本書 2 通を作成し、当事者記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 高松市番町一丁目 8 番 15 号

高松市長 大西 秀人

受注者 ○○市○○町○○○○番地○○  
○○○○○○○会社  
取締役 ○○ ○○